

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、原告らに対し、本件ショーについて、CLOUD9CATCLUBが原告■■■■及び同■■■■に対して行った出陳拒否が不相当であったことを認める。
- 2 被告は、原告らに対し、本件解決金として1万5000円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告らに対し、前項の金員を本和解の席上で支払い、原告らはこれを受領した。
- 4 原告ら及び被告は、今後互いに友好的な関係を築くために、紛争を早期に解決すべく譲歩し合って本和解を成立させたことを確認する。
- 5 原告ら及び被告は、今後互いが、前項の趣旨にしたがい、本和解条項の文面をTICA Asia East Regionの公式ウェブサイト等に相当な方法で掲載することを認める。
- 6 原告■■■■は、ウェブサイト等への投稿について、今後相当な表現をするものとする。
- 7 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 8 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 9 訴訟費用は各自の負担とする。

以上